

(案)

松くい虫防除事業請負契約書

- 1 事業名 松くい虫防除事業請負（浜中地区外 地上散布）
- 2 事業場所 山形県鶴岡市湯野浜字浜泉国有林 194 林班は小班内外
- 3 事業量 地上散布 140.41 ha
小班ごとの内訳は別紙作業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結の翌日から
令和7年7月11日まで
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	部分払	月1回以内
×	前金払	分の 以内
×	中間前金払	第35条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月31日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を協同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 山形県鶴岡市末広町 23 番 37 号
分任支出負担行為担当官
氏名 庄内森林管理署長 石田 秀夫

請負者 住所
氏名

事業内訳書

記入 番号	作業種	林小班	面積 (ha)			使用薬剤 数量 (ℓ)	作業期間	森林 事務所	備考
			林地 A	控除 B	契約 C=A-B				
			使用薬剤 ネオニコチノイド系農薬 (アセタミプリド液剤) 80倍希釈						
1	地上散布	194 は内	7.08	1.48	5.60	89.60	契約締結の翌日～ 令和6年6月13日*1	羽黒	
2	〃	194 に内	6.95	3.48	3.47	55.52	〃	〃	
3	〃	194 と	0.09	0.00	0.09	1.44	〃	〃	
4	〃	1132 ろ内	11.84	8.25	3.59	57.44	〃	遊佐	
5	〃	1132 か	3.09	0.00	3.09	49.44	〃	〃	
6	〃	1132 よ	2.21	0.00	2.21	35.36	〃	〃	
7	〃	1132 よ1	0.77	0.00	0.77	12.32	〃	〃	
8	〃	1132 よ2	0.84	0.00	0.84	13.44	〃	〃	
9	〃	1133 れ内	8.38	4.02	4.36	69.76	〃	〃	
10	〃	1133 つ1内	0.44	0.16	0.28	4.48	〃	〃	
11	〃	1133 つ2内	0.44	0.08	0.36	5.76	〃	〃	
12	〃	1133 つ3内	0.18	0.05	0.13	2.08	〃	〃	
13	〃	1133 つ4内	0.23	0.11	0.12	1.92	〃	〃	
14	〃	1134 よ3内	8.50	3.29	5.21	83.36	〃	〃	
15	〃	1134 つ内	10.84	5.84	5.00	80.00	〃	〃	
16	〃	1134 ね内	6.09	1.01	5.08	81.28	〃	〃	
17	〃	1134 む内	6.82	2.96	3.86	61.76	〃	〃	
18	〃	1134 れ内	8.82	2.79	6.03	96.48	〃	〃	
19	〃	1135 へ内	14.01	6.38	7.63	122.08	〃	〃	
20	〃	1135 へ1	0.02	0.00	0.02	0.32	〃	〃	
21	〃	1135 へ2	0.13	0.00	0.13	2.08	〃	〃	
22	〃	1135 へ3	0.12	0.00	0.12	1.92	〃	〃	

事業内訳書

記入 番号	作業種	林小班	面積 (ha)			使用薬剤 数量 (ℓ)	作業期間	森林 事務所	備考
			林地 A	控除 B	契約 C=A-B				
35	地上散布	1141 い内	6.50	1.77	4.73	75.68	令和7年6月17日～ 令和7年7月7日* ²	遊佐	2回目
36	〃	1141 い1内	2.55	0.97	1.58	25.28	〃	〃	〃
37	〃	1141 ろ内	26.76	17.56	9.20	147.20	〃	〃	〃
38	〃	1141 る内	7.38	1.45	5.93	94.88	〃	〃	〃
39	〃	1141 わ内	9.38	5.48	3.90	62.40	〃	〃	〃
40	〃	1141 か内	1.70	0.82	0.88	14.08	〃	〃	〃
41	〃	1141 ね内	5.86	0.90	4.96	79.36	〃	〃	〃
	小計		60.13	28.95	31.18	498.88			
	合計		253.09	112.68	140.41	2,246.56			

* 1 山形県の発表するマツノマダラカミキリの初発日までに散布を完了すること。

* 2 1回目と2回目の散布の間におおむね1か月の期間をあけること。

事業内訳書

記入 番号	作業種	林小班	面積 (ha)			使用薬剤 数量 (ℓ)	作業期間	森林 事務所	備考
			林地 A	控除 B	契約 C=A-B				
			使用薬剤 ネオニコチノイド系農薬 (チアクロプリド水和剤) 150倍希釈						
1	地上散布	194 は内	7.08	1.48	5.60	44.80	契約締結の翌日～ 令和7年6月13日*1	羽黒	
2	〃	194 に内	6.95	3.48	3.47	27.76	〃	〃	
3	〃	194 と	0.09	0	0.09	0.72	〃	〃	
4	〃	1132 ろ内	11.84	8.25	3.59	28.72	〃	遊佐	
5	〃	1132 か	3.09	0	3.09	24.72	〃	〃	
6	〃	1132 よ	2.21	0	2.21	17.68	〃	〃	
7	〃	1132 よ1	0.77	0	0.77	6.16	〃	〃	
8	〃	1132 よ2	0.84	0	0.84	6.72	〃	〃	
9	〃	1133 れ内	8.38	4.02	4.36	34.88	〃	〃	
10	〃	1133 つ1内	0.44	0.16	0.28	2.24	〃	〃	
11	〃	1133 つ2内	0.44	0.08	0.36	2.88	〃	〃	
12	〃	1133 つ3内	0.18	0.05	0.13	1.04	〃	〃	
13	〃	1133 つ4内	0.23	0.11	0.12	0.96	〃	〃	
14	〃	1134 よ3内	8.5	3.29	5.21	41.68	〃	〃	
15	〃	1134 つ内	10.84	5.84	5.00	40.00	〃	〃	
16	〃	1134 ね内	6.09	1.01	5.08	40.64	〃	〃	
17	〃	1134 む内	6.82	2.96	3.86	30.88	〃	〃	
18	〃	1134 れ内	8.82	2.79	6.03	48.24	〃	〃	
19	〃	1135 へ内	14.01	6.38	7.63	61.04	〃	〃	
20	〃	1135 へ1	0.02	0	0.02	0.16	〃	〃	
21	〃	1135 へ2	0.13	0	0.13	1.04	〃	〃	
22	〃	1135 へ3	0.12	0	0.12	0.96	〃	〃	

事業内訳書

記入 番号	作業種	林小班	面積 (ha)			使用薬剤 数量 (ℓ)	作業期間	森林 事務所	備考
			林地 A	控除 B	契約 C=A-B				
35	地上散布	1141 い内	6.5	1.77	4.73	37.84	令和6年6月17日～ 令和6年7月7日*2	遊佐	2回目
36	〃	1141 い1内	2.55	0.97	1.58	12.64	〃	〃	〃
37	〃	1141 ろ内	26.76	17.56	9.20	73.60	〃	〃	〃
38	〃	1141 る内	7.38	1.45	5.93	47.44	〃	〃	〃
39	〃	1141 わ内	9.38	5.48	3.90	31.20	〃	〃	〃
40	〃	1141 か内	1.7	0.82	0.88	7.04	〃	〃	〃
41	〃	1141 ね内	5.86	0.9	4.96	39.68	〃	〃	〃
	小計		60.13	28.95	31.18	249.44			
	合計		253.09	112.68	140.41	1,123.28			

* 1 山形県の発表するマツノマダラカミキリの初発日までに散布を完了すること。

* 2 1回目と2回目の散布の間におおむね1か月の期間をあけること。

特約事項（保護事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。